

船舶インシデント調査報告書

令和5年10月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	令和4年7月10日 08時00分ごろ
発生場所	千葉県館山市沖ノ島北西方沖 館山飛行場灯台から真方位290° 2.0海里付近 （概位 北緯34° 59.7′ 東経139° 48.1′）
インシデントの概要	ミニボート（船名なし）は、漂流中、船外機が始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年8月8日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（全長約3.2m） なし、個人所有 ガソリン機関、船外機、2サイクル、出力1.47kW、回転数毎分5,300、1気筒、ポア47mm、使用燃料ガソリン、機関製造年月日不詳、進水年月日不詳
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風速 約5m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過等	<p>本船は、操縦者が1人で乗り、漂流して釣りをを行い、釣り場を移動しようと船外機のリコイルスターターロープを引いたところ、船外機が始動しなかった。</p> <p>操縦者は、何度カリコイルスターターロープを引いて始動を試みたが、始動できなかったため運航不能と判断して118番通報し、本船は、来援した巡視艇にえい航され、館山市館山港に到着した。</p> <p>船外機は、本インシデント後、操縦者により、開放点検が行われ、燃料コック付きのフィルタ（以下「フィルタ」という。）に砂塵等が詰まっており、洗浄されて復旧した。</p> <p>燃料油は、船外機付きの燃料タンクからフィルタを経て、キャブレターで空気と混合されて、シリンダ内に送られていた。</p> <p>操縦者は、船外機を本インシデントの約10年前に購入し、約1年前にキャブレターや燃料タンクを清掃して使用していたものの、フィルタの存在を知らず、フィルタの清掃を行ったことがなかった。</p> <p>船外機の取扱説明書によれば、フィルタは、約3か月ごとに船外機販売店に依頼して点検及び清掃をすることが推奨されていた。</p>
分析	本船は、船外機を約10年前に購入以来、フィルタの清掃が行われ

	ていない中、漂泊中、フィルタに砂塵等が詰まったことから、燃料油の供給が途絶えて船外機が始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、船外機を約10年前に購入以来、フィルタの清掃が行われていない中、漂泊中、フィルタに砂塵等が詰まったため、燃料油の供給が途絶えて船外機が始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・操縦者は、定期的にフィルタを点検及び清掃すること。